

令和 3 年増殖実績について



# 令和3年増殖実績について

## 1 増殖放流呈示量

知事から漁業権の免許を受けた内水面の漁業協同組合は、対象とする水産動植物の増殖を行う義務があり（漁業法第168条）、群馬県内水面漁場管理委員会では各漁場における最低限行うべき増殖の目安として、増殖放流呈示量を示している。増殖放流呈示量とは、第五種共同漁業権の免許を受けた各漁業協同組合が最低限行うべき放流量の基準を記載したものである。

なお、都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる（漁業法第169条）。

## 2 令和3年各漁業協同組合の増殖放流実績

各漁業協同組合へ令和3年増殖放流実績報告を依頼し、増殖が適正に実施されているかを調査した（4～6ページ）。

## 3 令和3年増殖放流呈示量の通知

令和3年の増殖放流呈示量は、漁業権の免許を受けた漁業協同組合に令和3年3月25日付けで通知した（7ページ）。

調査の結果、6漁業協同組合の2魚種で増殖放流実績が、令和3年増殖放流呈示量に達していなかった（8ページ）。このため、呈示量を達成していない漁業協同組合について文書での指導が必要と考える（9ページ）。

## 漁業法抜粋

### 第168条

内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

### 第169条

都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会（第七十一条第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあっては、同条第四項ただし書の規定により当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会。次条第四項及び第六項において同じ。）の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2～4 略

令和3年 漁業協同組合放流実績(漁協会計漁業権別)

漁協同組合	アユ		ヤマメ		イwana		マス		コイ		フナ		ワカ		オイカワ		ウナギ		ドジョウ		ワカサギ		カシラ		モンゴウナギ		ナマス	
	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(尾)	成魚(尾)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)
利根1号	700	800	139,000	118,500	80	30	3	20	1,532																			
利根15号			産卵味造成2箇所																									
阪東	125	100	20,000																									
群馬3号	150	150	59,000																									
群馬9号	150	150	41,000																									
吾妻2号	300	200	30,000	17,000	30	750	17																					
吾妻4号	800	1,250	52,000	15,000	30	1,400	3																					
上州5号	850	850	120,000																									
上州16号	180	70																										
鳥川	100	50	100																									
東毛3号	100	50	150																									
東毛8号	80	80	300																									
西毛9号	70	80	1,727	65																								
西毛10号	70	70	40,000	10																								
神流川	100	100	130																									
南甘	900	1,700	10,000	5,000																								
上野村	1,150	800	1,200	300																								
邑楽	740	800	30,000	1,000																								
近藤沼			4,250	1,450																								
日向																												
城沼																												
赤城大沼																												
標名湖																												
合計	4,715	6,370	520,000	153,500																								
区分(単位)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(尾)	成魚(尾)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)	稚魚(kg)	成魚(kg)
	4,715	6,370	520,000	153,500	3,000	1,010	10	23	16	1.22	46	27,500	5	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26

## 放流実績から増殖放流呈示量の単位および換算基準

- アユ稚魚 (kg) 成魚 (kg) を稚魚 (kg) と同量で換算する  
稚魚 (20 g 未満)  
成魚 (20 g 以上)
  
- ヤマメ稚魚 (尾) 卵 (粒)、成魚 (kg) を稚魚 (尾数) に換算する  
卵 (粒) →10 粒で稚魚 1 尾と換算する  
稚魚 (20 g 未満) (尾) →そのまま  
成魚 (20 g 以上) (kg) →1 kg で稚魚 375 尾と換算する
  
- イワナ稚魚 (尾) 卵 (粒)、成魚 (kg) を稚魚 (尾数) に換算する  
卵 (粒) →10 粒で稚魚 1 尾と換算する  
稚魚 (20 g 未満) (尾) →そのまま  
成魚 (20 g 以上) (kg) →1 kg で稚魚 375 尾と換算する
  
- マス稚魚 (尾) 成魚 (kg) を稚魚 (尾数) に換算する  
卵 (粒) →10 粒で稚魚 1 尾と換算する  
稚魚 (20 g 未満) (尾) →そのまま  
成魚 (20 g 以上) (kg) →1 kg で稚魚 375 尾と換算する
  
- フナ (kg) 人工産卵床 (m<sup>2</sup>) を種苗 (kg) に換算する  
人工産卵床 (m<sup>2</sup>) →1 m<sup>2</sup>を種苗 1.9kg と換算する  
種苗 (kg) →そのまま
  
- ワカサギ (卵) 卵 (粒) がビン型ふ化器でほぼ確実にふ化した場合、呈示量の  
6 倍と換算する

〔 例：卵 200 万粒がビン型ふ化器でほぼ確実にふ化した時の換算 〕  
→200 万 (粒) × 6 =1200 万 (粒)

令和3年 漁業協同組合放流実績(漁協会計漁業権別換算後)

漁業協同組合	アユ	ヤマメ	イワナ	マス	コイ	フナ	ウグイ		オイカワ	ウナギ	ドジョウ	ワカサギ	カジカ	モンゴクテボリ	ナマズ
	稚魚(kg)	稚魚(尾)	稚魚(尾)	稚魚(尾)		(kg)	(kg)	産卵場 造成 (箇所)	産卵場 造成 (箇所)	(kg)	(kg)	卵(万粒)	産卵場 造成 (箇所)	(kg)	(kg)
利根1号	3,810	495,250	510,250	574,500		80	30	3	3	20		1,500	2		
利根15号		産卵床造成2箇所													
阪東	275	132,500		450,000				1	1	1					
群馬3号	150	486,500		886,250				1	1	2	5				4
群馬9号	150	213,500	11,250	281,250		17		1	1	1			1		
吾妻2号	500	30,000	17,000	525,000		9	20	3	1	2					
吾妻4号		127,000	15,000	288,750				1							
上州5号	2,900	1,582,500	37,500	1,968,750		38		1	1	20	10	1,000			
上州16号				7,500		580									
鳥川	250	37,500		112,500		40	30	1	1	10	30				
東毛3号	150	56,950		153,000		30		1	1	2	1				2
東毛8号	10	300		14,250		20		1	1	2					
両毛9号	150	655,625	24,188			20		2	2	1		400	1		
両毛10号	150	150,000	3,750	855,000		10		2	2	2		9,600	1		
神流川	100	88,750		112,500		1,029		1	1			24,000			
南甘	4,450	460,000	117,500	82,500				1		10			1		
上野村	2,690	1,596,750	543,850				10	1		10			1		
邑楽						2,500				20					20
近藤沼						1,300				5					
日向						1,000				10					
城沼						130				5				5	
赤城大沼						300		2				33,000			
榛名湖				3,000		7						36,000			
合計	15,735	6,113,125	1,280,288	6,324,750		7,110		23	16	123	46	105,500	7	5	26

\*灰色のセルは放流量未達成を示す。

## 令和3年増殖放流呈示量

魚種 漁業協同組合	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イwana 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ (kg)	ナマス (kg)
利根1号	2,030	339,000	219,100			40	2	2	10		1,600	1		
利根15号		産卵床造成 1箇所												
阪東	170	95,000				1	1	1	1					
群馬3号	130	226,600				4	1	1	2	5				4
群馬9号	80	208,700	8,000			17	1	1	1		130	1		
吾妻2号	180	24,400	4,200			9	1	1	2					
吾妻4号		45,500	4,700				1	1						
上州5号	1,700	791,200	18,700			23	1	1	10	5	520			
上州16号				3,700		500					70			
鳥川	100	18,700				20	1	1	3	8				
東毛3号	70	5,000				20	1	1	1	1				1
東毛8号						10	1	1	1					
両毛9号	70	208,700	8,000			17	1	1	1		130	1		
両毛10号	70	79,600	1,100			10	1	1	1		7,000	1		
神流川	50	38,400				500	1	1			15,000			
南甘	2,100	208,700	2,800				1		5			1		
上野村	1,050	848,100	63,600				1		5			1		
邑楽						870			8					8
近藤沼						500			2		230			
日向						500			2					
城沼						50			1		110		2	
赤城大沼						150	1				26,200			
榛名湖				1,500		7					18,000			
合計	7,800	3,137,600	330,200	5,200		3,248	17	13	56	19	68,990	6	2	13

・灰色のセルは放流未達成を示す。



令和3年増殖放流呈示量未達成状況

漁業協同組合名	免許番号	魚種	呈示量	実績量 (換算後)	不足量	漁業協同組合により報告された未達成理由	R3注文量	指導(案)
利根漁業協同組合	共第1号	ワカサギ	1,600万粒	1,500万粒	100万粒	西網走と諏訪湖産のワカサギ卵を呈示量を十分に超えるように注文したが、未入荷が多くなり呈示量に届かなかった。新規供給先も検討したい。	西網走:3,000万粒 諏訪湖:1,000万粒	文書
群馬漁業協同組合	共第3号	フナ	4kg	0kg	4kg	ギンブナを県漁連で注文を希望したが、入荷がなかった。他業者も検討したが、少量での注文を受け付ける業者が見つからなかったことから、放流に至らなかった。令和4年度は水試が種苗を生産する予定。	—	文書
同上	共第9号	ワカサギ	130万粒	0万粒	130万粒	諏訪湖産のワカサギ卵が未入荷であったため。 西網走湖産のワカサギ卵を活用する技術がないため、水試等に技術的助言等を検討する。	諏訪湖:150万粒	文書
上州漁業協同組合	共第16号	ワカサギ	70万粒	0万粒	70万粒	諏訪湖産のワカサギ卵が未入荷であったため。西網走湖産のワカサギ卵が1,000万粒先に入り、荒船湖に放流した後諏訪湖のワカサギ卵が手に入らないことが判明した。今年の反省を踏まえ、西網走湖産の卵を2箇所へ放流するよう検討したい。	西網走:1,000万粒 諏訪湖:100万粒	文書
近藤沼漁業協同組合	共第12号	ワカサギ	230万粒	0万粒	230万粒	諏訪湖産のワカサギ卵が未入荷であったため。 諏訪湖のシユロロ枠以外は組合で技術的に扱えないため、水試に等に技術指導を依頼する。	諏訪湖:500万粒	文書
城沼漁業協同組合	共第14号	ワカサギ	110万粒	0万粒	110万粒	諏訪湖産のワカサギ卵が未入荷であったため。 諏訪湖のシユロロ枠以外は組合で技術的に扱えないため、水試に等に技術指導を依頼する。	諏訪湖:100万粒	文書



(案)

群内漁管第34-〇号

令和4年3月〇〇日

〇〇漁業協同組合組合長 様

群馬県内水面漁場管理委員会  
会 長 松元 平吉

印

令和3年増殖放流呈示量に対する未達成について

漁業権対象魚種に対する増殖放流呈示量について、貴漁業協同組合における増殖実績については下記のとおり未達成の状況となっています。

増殖放流呈示量は、漁業法第69条の規定により群馬県知事から漁業権を免許された漁業協同組合が行わなければならない最低限の増殖義務量であり、これに対する未達成の状況は、漁業権の管理、運営上極めて憂慮すべき事態です。

つきましては、貴漁業協同組合における増殖事業にあたっては当委員会が発出する増殖放流呈示量以上を確保されますよう要請します。

記

免許番号	魚 種	呈示量	実績量	不足量



令和 4 年増殖放流呈示量について

## 令和4年増殖放流呈示量決定までの流れ

- ・現行では、2年で増殖放流呈示量を見直している。
- ・令和4年は、見直しの年にあたることから、検討が必要となる。



第1回～3回の漁場管理委員会で検討



第3回の漁場管理委員会で決定



各漁業協同組合に呈示

# 増殖放流呈示量について

## 1 趣旨

第五種共同漁業権では、漁業法第168条により免許を受けた漁業協同組合に漁業種類として漁場計画に記載された魚種（漁業権対象魚種）の増殖を行うことが義務づけられている。

令和4年は増殖放流呈示量の見直し時期にあたるため、令和3年度末に各漁業協同組合に提示する前に、内水面漁場管理委員会で熟慮した上で決定したい。

## 2 呈示量の計算

令和2年及び令和3年の2年間の増殖量の平均の50%以上を呈示量とする。なお、呈示量を満たしていないものについて、呈示量を放流したものとして呈示量を算出することとする。また、近年は、漁協の経営状況の変動が大きいため、2年ごとに呈示量を見直している。

## 3 呈示量の未達成の取扱い

放流量が呈示量を満たしていない漁協の水産動物については、漁場全般において長期的な影響を及ぼす災害や事故の発生、生産事情により種苗の入手が困難等の理由から内水面漁場委員会でやむを得ないと判断した場合を除き、文書等による指導を実施する。

## 4 増殖方法別の留意事項

### (1) 放流種苗（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）

放流種苗は魚病の侵入の防止および水産動物の遺伝資源の保全のため、できる限り在来（群馬県）の系統を放流するものとする。

ウナギについては、放流種苗に異種ウナギ（ビガーラ種やロストラータ種等）が混入しているとニホンウナギに悪影響を与える可能性があることから、異種ウナギが放流されることのないように十分注意する。

また、ドジョウについても、外来種（カラドジョウ）が混入していると在来種に悪影響を与える可能性があることから、カラドジョウの混入に十分注意する。

### (2) 人工産卵床

人工産卵床の増殖効果を上げるためには造成場所の選定や造成方法が重要であり、親魚や他魚種の生息状況や造成場所の環境条件によっては期待した効果を得られない可能性もあることから、人工産卵床を造成する場合には水産試験場の技術指導を受けるのが望ましい。

## 5 各水産動物の呈示方法及び換算

### (1) アユ

ア 水産動物 アユ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・稚魚（魚体重 20g 未満）の放流を基本的な増殖方法とし重量(kg)で呈示を行う
- ・成魚（魚体重 20g 以上）の放流についても、呈示量の重量を放流したものとする

### (2) マス類

ア 水産動物 マス類（ヤマメ、イワナ、ニジマス等）

イ 増殖方法 種苗放流（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・種苗放流（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成を増殖方法とし、稚魚尾数（尾）で呈示を行う
- ・成魚（kg）で放流した場合については、水産庁研究報告書「地域の状況を踏まえた効果的な増殖手法開発事業研究報告書」を参考に、以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する
- ・ヤマメの親魚放流用の親魚（kg）で放流した場合については、成魚（kg）と同様の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{成魚} \cdot \text{親魚 (1kg)} = \text{稚魚 (375 尾)}$$

- ・発眼卵で放流した場合については従来と同じ計算式により換算する

$$\text{発眼卵 (10 粒)} = \text{稚魚 (1 尾)}$$

### (3) コイ

ア 水産動物 コイ

イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流によりコイヘルペスウイルス病まん延が拡大する可能性があるため、種苗放流は自粛を引き続き継続して要請する
- ・人工産卵床の造成による増殖方法が確立されているため、人工産卵床の造成を推奨する



(4) フナ

- ア 水産動物 フナ  
イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・人工産卵床造成については、水産庁発行「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を参考に、以下の計算式により重量(kg)に換算する

人工産卵床 (1 m <sup>2</sup> ) = 重量 (1.9kg)
--

(5) ウグイ

- ア 水産動物 ウグイ  
イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成（箇所）で呈示を行う

(6) オイカワ

- ア 水産動物 オイカワ  
イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成（箇所）で呈示を行う

(7) ウナギ

- ア 水産動物 ウナギ  
イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・なお、シラスウナギ資源の減少等により種苗の入手が困難な際は、適当な呈示方法について検討する

(8) ドジョウ

- ア 水産動物 ドジョウ  
イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

(9) ワカサギ

- ア 水産動物 ワカサギ
- イ 増殖方法 卵放流

ウ 考え方

- ・卵数(粒)で呈示を行う
- ・筒型ふ化器を用いた方法は、従来のシェロ枠を用いた方法に比べてふ化率が大幅に高いことが群馬県水産試験場の研究成果から明らかになった  
(筒型ふ化器：87.3%、シェロ枠：14.6%)  
研究成果を踏まえ、筒型ふ化器を用いてふ化がほぼ確実に行われた場合については、呈示量の6倍の卵が放流されたものと換算する

(10) カジカ

- ア 水産動物 カジカ
- イ 増殖方法 人工産卵床の造成
- ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(箇所)で呈示を行う

(11) モツゴ

- ア 水産動物 モツゴ
- イ 増殖方法 種苗放流
- ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

(12) ナマズ

- ア 水産動物 ナマズ
- イ 増殖方法 種苗放流
- ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

## 5 漁場別の呈示量

### 共第9号漁場

- ・共第9号漁場は群馬漁協・両毛漁協に免許されている
- ・群馬漁協・両毛漁協で、アユを除く魚種については漁場が全く同じであるため、群馬漁協・両毛漁協に呈示する量を同じ量とする
- ・それぞれの漁協の呈示量(アユを除く魚種)については、過去2年間の両毛・群馬漁協の放流量の合計の平均の50%を2等分した数量とする

## 令和4年増殖放流呈示量(案1)

魚種	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ (kg)	ナマズ (kg)
漁業 協同組合														
利根 1号	1,840	237,000	243,200			40	2	2	10		1,370	1		
利根 15号		産卵床造成 1箇所												
阪東	170	72,500				1	1	1	1					
群馬 3号	70	243,200				2	1	1	1	3				2
群馬 9号	80	217,100	7,000			10	1	1	1		110	1		
吾妻 2号	200	22,500	6,200			5	1	1	1					
吾妻 4号		66,700	6,200				1							
上州 5号	1,470	791,200	18,700			19	1	1	10	5	250			
上州 16号				23,400		290					70			
鳥川	130	18,700				18	1	1	4	10				
東毛 3号	70	28,400				18	1	1	1	1				1
東毛 8号						10	1	1	1					
両毛 9号	70	217,100	7,000			10	1	1	1		55	1		
両毛 10号	70	78,000	1,200			5	1	1	1		6,300	1		
神流川	30	35,800				512	1	1			13,500			
南甘	1,910	220,000	2,300				1		5			1		
上野村	1,220	867,400	201,800				1		5			1		
邑楽						1,125			8					13
近藤沼						575			3		180			
日向						500			5					
城沼						65			3		110		2	
赤城大沼						150	1				18,500			
榛名湖				1,500		4					18,000			
合計	7,330	3,115,600	493,600	24,900		3,358	17	13	59	18	58,445	6	2	16

\*灰色のセルは増加した呈示量を示す。

## 令和4年増殖放流計画(各漁協からの報告)

漁業協同組合	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ・クチボソ (kg)	ナマズ (kg)
利根1号	3,000	515,000	495,000	375,000		100	2	2	50		3,000	1		
利根15号	産卵床造成2箇所													
阪東	170	105,000		393,750		1	1	1	1					
群馬3号	150	486,500		896,250		10	1	1	2	5				4
群馬9号	170	213,500	11,250	281,250		17	1	1	1		150	1		
吾妻2号	300	28,000	21,000	525,000		9	2	1	2					
吾妻4号		127,000	15,000	288,750			1							
上州5号	2,700	1,481,250	37,500	1,782,500		38	1	1	20	10	1,000			
上州16号				7,500		500					70			
鳥川	210	37,500		93,750		30	1	1	5	20				
東毛3号	150	56,250		138,750		40	1	1	2	1				2
東毛8号	10			15,000		20	1	1	1					
両毛9号	150	655,625	24,188			20	2	2	1		400	1		
両毛10号	150	150,000	3,750	855,000		10	2	2	2		9,600	1		
神流川	50	96,250		112,500		1,019	2	2	0		30,000			
南甘	3,500	572,500	5,000	82,500			1		10			1		
上野村	2,300	1,796,750	618,750				1		10			1		
邑楽						2,000			10					20
近藤沼						1,300			5		700			
日向						800			10					
城沼						130			5		100		5	
赤城大沼						300					56,000			
榛名湖				3,000		7					36,000			
合計	13,010	6,321,125	1,231,438	5,830,500		6,351	22	16	137	36	137,020	6	5	26

## 令和4年増殖放流呈示量(案2)

魚種 漁業 協同組合	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ (kg)	ナマズ (kg)
利根 1号	1,840	237,000	243,200			40	2	2	10		1,370	1		
利根 15号		産卵床造成 1箇所												
阪東	170	72,500				1	1	1	1					
群馬 3号	70	243,200				2	1	1	1	3				2
群馬 9号	80	217,100	7,000			10	1	1	1		110	1		
吾妻 2号	200	22,500	6,200			5	1	1	1					
吾妻 4号		66,700	6,200				1							
上州 5号	1,470	791,200	18,700			19	1	1	10	5	250			
上州 16号				3,700		290					70			
烏川	130	18,700				18	1	1	4	10				
東毛 3号	70	28,400				18	1	1	1	1				1
東毛 8号						10	1	1	1					
両毛 9号	70	217,100	7,000			10	1	1	1		55	1		
両毛 10号	70	78,000	1,200			5	1	1	1		6,300	1		
神流川	30	35,800				512	1	1			13,500			
南甘	1,910	220,000	2,300				1		5			1		
上野村	1,220	867,400	201,800				1		5			1		
邑楽						1,125			8					13
近藤沼						575			3		180			
日向						500			5					
城沼						65			3		110		2	
赤城大沼						150	1				18,500			
榛名湖				1,500		4					18,000			
合計	7,330	3,115,600	493,600	5,200		3,358	17	13	59	18	58,445	6	2	16

